



古代くん情報局

王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 古代くん

募集
総務課
庶務係

会社などの広告を掲載しませんか

桂川町の福祉バスに、民間企業等の広告を掲載してみませんか。

最初に広告掲載を行うものは、現在町内を巡回している福祉バスです。広告を掲載したマグネットシートを、福祉バスの側面(0.4m×2m)と後面(0.4m×1m)に貼り、町内を運行します。広告料は、側面(0.8m)は月契約で4千円。後面(0.4m)では月契約で2千円となっています。契約は月単位となっていますが、掲載期間が1カ月に満たない場合は、日割りでの計算となります。

広告掲載に関する主な制限は、

- ①法令等に違反するもの又はその恐れがあること、
- ②公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの、

- ③政治性のあるもの、
 - ④宗教性のあるもの、
 - ⑤社会問題についての主義主張など
- があり、これらに該当する場合は広告掲載ができません。

また、該当するか否かの審査は、桂川町広告審査委員会で行われます。

詳しくは、総務課(☎65・1100)、または桂川町のホームページ(<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>)をご覧ください。



事業・税
産業振興課
住民課

荒廃森林再生事業の開始

荒廃森林再生事業とは、地球温暖化防止などの一助となる事業で、森林環境税を活用して15年以上整備されていない森林を再生し、災害の起きない健全な森林を育てることを目的としています。

事業を行う時に、該当する山林の立ち入り調査を行うことがあります。ご協力をお願いいたします。

事業対象 15年以上未整備の荒廃した森林

事業期間 平成20年度から平成29年度までの10年間

事業費 福岡県森林環境税基金を使用

問合せ先 福岡県林政課(☎092・643・3540)

又は、産業振興課 農林振興係(☎65・1106)

森林環境税の開始

上記の荒廃森林再生事業の開始に伴い、平成20年4月より森林環境税が個人・法人の県民税均等割に左記の額を加算して課税されます。ご理解・ご協力をお願いします。

個人(年間500円)

○平成20年度分の個人県民税から適用します。

○事業所得者等は、住民税の納付書により、年4回(6・8・10・1月)に分けて納付して頂きます。

○給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされます。

法人(年間千円〜4万円)

○平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人県民税から適用します。

○法人県民税の申告時に納付して頂きます。

問合せ先 福岡県林政課(☎092・643・3540)

又は、産業振興課 農林振興係(☎65・1106)